

プレスリリース
(報道関係者各位)



令和8年4月30日
銚子市役所
財政課管財室契約検査班

入札参加停止期間の延長措置について

銚子市は、株式会社乙邊工業（所在地 銚子市西芝町5番地の4）
及び小林建設株式会社（所在地 銚子市垣根町二丁目313番地）に
対して、入札参加停止期間の延長措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

【問い合わせ】

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1 銚子市役所

●財政課管財室 担当者：渡邊・佐藤

☎0479 (24) 8950 (直通) FAX: 0479 (25) 4044

メールアドレス: keiyaku@city.choshi.lg.jp



入札参加停止期間の延長措置の概要

1 業者名及び住所

業 者 名	所 在 地
株式会社乙邊工業	銚子市西芝町 5 番地の 4
小林建設株式会社	銚子市垣根町二丁目 3 1 3 番地

2 入札参加停止期間

(延長前) 令和 7 年 1 1 月 4 日から令和 8 年 1 1 月 3 日まで (1 2 か月)

(延長後) 令和 7 年 1 1 月 4 日から令和 9 年 1 1 月 3 日まで (2 4 か月)

3 事実の概要

○ 株式会社乙邊工業

上記業者の当時の代表取締役は、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、市発注工事の入札前に最低制限価格などの算出に必要な情報を市職員から不正に得ていた。

このことにより、令和 8 年 3 月 2 4 日に公契約関係競売入札妨害罪で千葉地方裁判所から有罪の判決を受け、その刑が確定した。

○ 小林建設株式会社

上記業者の使用人は、令和 6 年度において、市発注工事の入札前に最低制限価格などの算出に必要な情報を市職員から不正に得ていた。

このことにより、令和 8 年 1 月 1 5 日に公契約関係競売入札妨害罪で千葉地方裁判所から有罪の判決を受け、その刑が確定した。

4 入札参加停止期間の延長措置の理由

判決において、市の競争入札の有資格業者である株式会社乙邊工業の当時の代表取締役及び小林建設株式会社の使用人が公契約関係競売入札妨害で有罪となり、また、両者が犯行を主導していたことが明らかとなったため、銚子市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 1 日施行）第 4 条第 5 項及び第 5 条第 2 号における別表第 2 第 5 号に該当する。

銚子市建設工事等請負業者指名停止措置要領（抜粋）

(指名停止の期間の特例)

第 4 条 (略)

5 市長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第 5 条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間

をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(2) 別表第2第3号から第6号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付金命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

【別表第2第5号】

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 5 <u>千葉県内において、公共機関が発注した建設工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u>	<u>逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か月以内</u>